

## ふるさと納税中間管理業務委託に関するプロポーザル実施要領

### 1. 業務の目的

能美市（以下「本市」という。）のふるさと納税業務について円滑かつ適正な運用を図るため、寄附受付、返礼品管理、寄附者及び返礼品提供事業者への対応、寄附受付サイトの管理等に係る中間管理業務を委託し、寄附者の利便性向上及び事務の効率化を図るとともに、寄附額の増加及び本市のシティプロモーションの推進に資することを目的とする。

### 2. 業務概要

- (1) 業務名 ふるさと納税中間管理業務委託
- (2) 業務場所 能美市ほか
- (3) 業務内容 「ふるさと納税中間管理業務委託仕様書」のとおり
- (4) 業務準備期間 令和8年4月1日から令和8年6月30日まで
- (5) 本稼働期間 令和8年7月1日から令和11年3月31日まで
- (6) 前2項に定める業務準備期間の終了日及び本稼働開始日については、業務引継ぎ等の進捗を踏まえ、受注候補者との協議により前後することがある。

### 3. 委託費

委託費は、次に掲げるものの合計とする。

- (1) サイト管理等委託費 寄附金額に委託経費率を乗じて得た額
- (2) 返礼品の調達費用及び発送費用 実費相当額
- (3) 寄附金受領証明書の発送費用 寄附件数に応じた実費相当額
- (4) 再配送、再発送等、通常の発送とは異なる対応により新たに生じる費用 実費相当額（ただし、当該費用が受注者の責めに帰すべき事由により生じた場合、受注者の負担とする。）

### 4. 委託経費率上限

委託経費率上限は、6%（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

### 5. 選定方式及び契約方法

本業務は、価格のみによる競争では目的を達成できないため、専門的な知識・経験等を有する事業者からの提案を広く公募し、プレゼンテーション（ヒアリング）を行って提案内容を審査するプロポーザル方式によって受注候補者を特定する。また、受注候補者と仕様等について協議を行い、協議が整った時点で当該事業者と随意契約を締結する。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するものであり、議会における予算の否決・減額等があったときは、本プロポーザルは無効となる場合がある。

## 6. 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、一の事業者を代表（以下「代表事業者」という。）とする複数の事業者で構成するグループ（以下「共同事業体」という。）による提案も可とする。ただし、共同事業体として参加する場合、構成員は、全ての参加資格要件を満たすこと。また、構成員は、同一業務に係る他の共同事業体の構成員になることはできないものとし、代表事業者及び構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情で構成員に変更が生じる場合には、事前に本市の許諾を得ること。また、共同事業体の構成員は、業務委託において当該共同事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うこと。なお、本市は代表事業者とのみ委託契約を締結するため、構成員については代表事業者との委託契約（本市の関係において再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表事業者の責任において行うこと。

- (1) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、本市が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けた者は除く）でないこと。
- (2) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告日において、税の滞納がないこと。
- (4) 本プロポーザルの公告日から契約締結の日までの間、能美市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 令和 5 年度以降、自治体のふるさと納税中間管理業務を受託した実績（履行中を含む）を有すること。

## 7. 参加申込の手続等

### (1) 担当課

能美市市長室広報広聴課 担当 馬場・杉本

住所 石川県能美市来丸町 1110 番地

電話 0761-58-2208 E-mail koho@city.nomi.lg.jp

## (2) 選考スケジュール

公告	令和 8 年 2 月 2 日 (月)
質問者受付期間	令和 8 年 2 月 2 日 (月) から同年 2 月 17 日 (火) 午後 5 時まで
参加申込書の受付期間	令和 8 年 2 月 2 日 (月) から同年 2 月 20 日 (金) 午後 5 時まで
参加資格審査通知	令和 8 年 2 月 24 日 (火)
企画提案書の受付期間	令和 8 年 2 月 25 日 (水) から同年 3 月 6 日 (金) 午後 5 時まで
一次審査 書類選考	令和 8 年 3 月 9 日 (月)
一次審査の評価結果・ 選定結果通知	令和 8 年 3 月 11 日 (水)
二次審査 プレゼンテーション (ヒアリング) の実施	令和 8 年 3 月 13 日 (金)
二次審査の評価結果・ 選定結果通知	令和 8 年 3 月 18 日 (水)

※日程は、都合により変更する場合がある (以下、同じ)。

## (3) 実施要領の配布方法 本市ホームページに掲載

### 8. 質問者の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり行うこと。

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 2 日 (月) から同年 2 月 17 日 (火) 午後 5 時まで
- (2) 提出書類 質問書 (様式 1)
- (3) 提出先 7. (1) の担当課に同じ
- (4) 質問方法 電子メール (電話でメールの受付確認をすること。)
- (5) 回答方法 本市ホームページに掲載

### 9. 参加申込書の作成等

- (1) 受付期間 令和 8 年 2 月 2 日 (月) から同年 2 月 20 日 (金) 午後 5 時まで
- (2) 提出書類及び部数 次のア～ケの書類を作成し提出すること。(ウ、オ及びカについては、提出日の 3 か月前の日以降に発行されたもの。共同事業体による提案の場合、イ～オ、ケについては構成員ごとに提出すること。)
  - ア 参加申込書 (様式 2)
  - イ 実績報告書 (6. (6) の実績を記載すること。任意様式)
  - ウ 商業登記簿謄本 (写しでも可)
  - エ 提出期限の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表 (法人の場合は、直前 1 事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し)

- オ 市町村税、都道府県税及び国税を滞納していないことの公的機関の証明書
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 使用印鑑届（実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- ク 委任状（契約締結等に関する権限を支店長、営業所長等に委任する場合に提出すること。）
- ケ 事業者概要資料（任意様式）

(3) 提出先 7. (1)の担当課に同じ

(4) 提出方法 持参、郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）又は電子データ（電話でメールの受付確認をすること。）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

※郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする。

#### 10. プロポーザル参加資格の確認（企画提案書の提出者の選定）

9で提出された参加申込書をもとに参加資格の確認を行う。

(1) 参加資格確認結果の通知 令和8年2月24日（火）参加申込書の提出者全員に参加資格確認結果を通知する。

(2) 参加申込書の提出者がいない場合の取扱い  
本プロポーザルを取り止める。

#### 11. 企画提案書の作成等

(1) 受付期間 令和8年2月25日（水）から同年3月6日（金）午後5時まで（郵送の場合は令和8年3月6日（金）午後5時必着）

(2) 提出書類及び部数

ア 企画提案書 正本1部、副本5部（いずれもA4版、縦横任意）及び電子データ

イ 見積書（委託経費率のほか、返礼品及び寄附金受領証明書の発送費用等、必要な経費について漏れなく記載すること。） 正本1部、副本5部及び電子データ

(3) 提出先 7. (1)の担当課に同じ

(4) 提出方法 紙媒体は持参又は郵送（持参の場合は、受付期間のうち土・日を除く午前8時30分から午後5時まで）、電子データは電子メール（電話でメールの受付確認をすること。）

※提出資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。

※郵送提出の場合は、「簡易書留」又は「特定記録」とする。

#### 12. 企画提案書の評価及び評価基準

11で提出された企画提案書をもとに評価を行う。

(1) 一次審査 書類選考の実施

参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上であった場合、企画提案書等に

ついて本市職員による書類選考を行い、評価の高い上位4者を、次の二次審査の対象とする。なお、参加資格を満たすと判断された事業者が1者以上5者未満の場合は、一次審査を実施せず、二次審査に進むこととし、事業者がいない場合は、本プロポーザルを取り止める。

(2) 二次審査 プレゼンテーション（ヒアリング）の実施

一次審査を通過した上位4者（参加資格を満たすと判断された事業者が5者未満であった場合は、参加資格を満たす事業者全員）によるプレゼンテーション（ヒアリング）を実施し、ふるさと納税中間管理業務委託事業者審査委員会（以下、「審査委員会」という。）による審査及び評価を行う。

ア 実施日 令和8年3月13日（金）

※実施日は予定であり、変更となる場合がある。時間・会場は参加資格の確認結果通知時に別途通知する。

イ プレゼンテーション時間 企画提案書の説明25分、質疑応答15分とする。

ウ プレゼンテーション出席者 3名以内とする。

エ 機材 パソコンの持ち込みによるプロジェクターの利用は可能であるが、準備に要する時間は説明時間を含めること。なお、プロジェクター及びスクリーンは本市が準備する。

(3) 評価項目・評価基準 別紙「評価項目・評価基準」のとおり

(4) 受注候補者の特定

審査委員会における二次審査の評価が最も高い事業者を本業務の受注候補者として特定するとともに、第2位以下の順位も特定する。評価の結果、合計点が満点の6割に満たない場合は、受注候補者とししない。

(5) 審査結果の通知

企画提案書の提出者全員に審査結果を通知する。

一次審査の評価結果・選定結果通知 令和8年3月11日（水）

二次審査の評価結果・選定結果通知 令和8年3月18日（水）

なお、特定者に対する採用通知は、審査の結果、受注候補者として特定された事実を通知するものであり、業務の受注者として決定したものではない。通知後、本市と受注候補者との間で契約締結に向けた協議を行う。

(6) 審査結果の公表

審査結果については本市ホームページに公表する。なお、評価結果は公表しない。

(7) 非選定理由に関する事項

ア 提出した企画提案書等が選定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面により通知する。

イ アの通知を受けた事業者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に書面（任意様式）により、本市に対して非選定理由の説明を求められることができる。

ウ イの回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面によって行う。

エ 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりとする。

受付場所 7.(1)の担当課に同じ

受付時間 午前8時30分から午後5時まで

(8) 審査点が同点になった場合の取扱い

一次・二次審査ともに審査の結果、同点になった場合は、提出された見積書に基づき、市が算定する加重平均委託経費率が低い者を上位とする。加重平均委託経費率が同率になった場合は、地方自治法施行令第167条の9に準じ、くじにより順位を決定する。なお、加重平均委託経費率は、見積書に記載された寄附受付サイト別委託経費率に、令和7年4月1日から令和8年2月末日までの寄附受付サイト別寄附割合を乗じて算出する。

13. 契約の締結

- (1) 本業務の契約は、審査委員会を経て特定した受注候補者と業務内容について協議等を行って仕様書の内容を確定した後に、見積合せの上、契約を締結するものとする。
- (2) 仕様書の確定に際しては、提案された内容が基本となるが、受注候補者と本市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、契約額が11で提出された見積書の額と同額になるとは限らない。
- (3) 受注候補者と契約が締結できなかった場合又は失格条件に該当すると認められた場合には、次点の提案者と契約交渉を行うものとする。

14. 失格条件

次に掲げるいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 4の委託経費率上限を超えた見積書を提出した場合
- (4) 審査及び審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 実施要領の内容に違反する場合
- (6) その他本市の指示に従わない場合

15. その他の留意事項

- (1) 業務の実績等については、日本国内の業務の実績等をもって判断するものとする。
- (2) 参加申込書が提出されなかった場合又は参加資格がある旨の通知を受けなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加資格がある旨の通知を受けた事業者が、提出期限までに企画提案書を提出しない場合は、辞退したものとみなす。
- (4) 参加申込書及び企画提案書の作成及び提出並びにプレゼンテーション(ヒアリング)等に要する費用等は、全て参加者の負担とする。

- (5) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。
- (6) 提出された企画提案書類の著作権は、その提出者に帰属することとする。
- (7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て参加者が負うものとする。
- (8) 提出された参加申込書及び企画提案書は、受注候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。なお、選定に必要な範囲において複製をすることがある。
- (9) 参加者は、複数の参加申込書及び企画提案書を提出することはできない。
- (10) 提出期限以降における参加申込書及び企画提案書の差替及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書等は、能美市情報公開条例（平成17年条例第8号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (12) 参加申込書又は企画提案書の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式3）を担当課に電子メールにより提出するものとする。（電話でメールの受付確認をすること。）
- (13) 参加者及びその関係者は、審査委員会の委員に接触してはならない。また、参加者及びその関係者は、他の参加者及び関係者と接触し、本件に関し協議又は情報交換を行ってはならない。接触の事実が認められた場合には、失格とすることがある。
- (14) 本業務は、プロポーザル方式により受注者を選定するものであるため、具体的な業務内容は企画提案書に記載された内容を反映しつつ本市との協議に基づいて決定するものとする。
- (15) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、本市は契約を解除できるものとする。この場合、本市に生じた損害は受注者が賠償するものとする。
- (16) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により、事業計画の変更又は中止する場合がある。この場合、参加者に対して本市は一切の責任を負わないものとする。
- (17) 参加者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。